平成２４年（フ）第４９号
愛知県あま市七宝町伊福河原108番地４
債務者　野島　憲次
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７６号
名古屋市港区七番町１丁目３番地の１　九番団地８棟1206号
債務者　柴田　　佑
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６号
北九州市若松区久岐の浜２番３―504号
債務者　安西　　茂
1　決定年月日時　平成24年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第３９号
福岡県遠賀郡岡垣町大字手野448番地
債務者　伊藤　修義
1　決定年月日時　平成24年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１９２号
青森県弘前市大字松原東３丁目14番地23
債務者　佐藤　　洋
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第４号
青森県弘前市大字鷹匠町66番地１
債務者　遠藤　典子
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第７号
青森県黒石市青山116番地３
債務者　中村　　淳
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第９号
青森県弘前市大字大富町７番地22　ヨーロピアンハウス102号
債務者　三上恵美子
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第１１号
青森県平川市尾上栄松97番地２
債務者　西谷　政弘
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第３６３号
神奈川県横須賀市佐原４丁目２番21号　クール・アンジェＡ102
債務者　篠崎　　洋
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第３７２号
神奈川県横須賀市浦賀丘３丁目８番４号
債務者　木村　宏美
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第４号
神奈川県三浦市南下浦町菊名141番地23
債務者　赤井みどり（旧姓朝日）
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第８３３号
熊本県合志市須屋1840番地15
債務者　和田　純一
1　決定年月日時　平成24年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第１４号
熊本市秋津２丁目５番45号　カーサフェリーチェ２階203号室
債務者　宮本　聡美
1　決定年月日時　平成24年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第４１号
熊本市飛田４丁目６番150―406号
債務者　安在　郁子
1　決定年月日時　平成24年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第４５号
熊本市富合町御船手1550番地１
債務者　宮本カツ子
1　決定年月日時　平成24年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第６号
青森県むつ市旭町14番19号、住民票上の住所
青森県むつ市脇野沢蛸田18番地１
債務者　杉浦　　悟
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１７号
青森市大字三内字沢部436番地２　レジデンスササキ３号
債務者　沼田壽美子
1　決定年月日時　平成24年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
青森地方裁判所民事部破産係